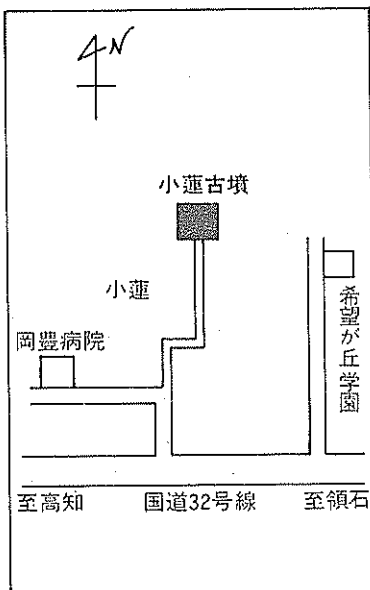


史跡・文化財めぐり⑨

（小蓮古墳）



小蓮古墳は、朝倉宮の前古墳、大篠明見の彦山古墳とともに土佐の三大古墳とよばれて、高知県指定の文化財である。

この古墳は今から1,400年くらい前のもので、一昨年に行なわれた最終調査の時にも土器の破片や金環など数点が発掘された。このほか、北側の大平山の山頂近くの舟岩古墳群など、このあたりには数多くの古墳があった。

土佐では約200に近い古墳が発見されているが、その大半は南国市にあり、ここが土佐のふるさとであることがわかる。

広報 **なんこく**

12/15 1975 No. 209

編集・発行／南国市広報委員会

新しい公職選挙法では このようなくじは違反となります

まず、「寄付」について見てみます。政治家や候補者、その団体は、いついかなる場合であっても、選挙区内の人にお金や品物などを贈ることができなくなりました。このことは、選挙に関係あるなにかかわらず、また、名義がど

のようになっても許されないことになりました。当然、有権者のみなさんも、政治家や候補者に対して寄付を求めることができません。具体的には、日常の社交儀礼として行われていた左の絵のような寄付や贈りものを政治家、候補者

その団体から受けたり、自分から求めることができなくなりましたので、十分ご注意ください。「立て札」や「看板」の規制も強められました。後援会事務所や後援会連絡所の立て札や看板は、最高六枚までとなり、掲示する場所もあらかじめ

届け出をし、選挙管理委員会が交付する証票を貼らなければならないことになりました。事務所以外の田んぼや空地に立て札や看板を出すことも違反になります。そのほか、ポスターのつくりかたや選挙中のビラに対する規制も強められました。

こんどの法改正は、金のかからない公正な選挙の実現をめざして行なわれたものですので、ひとりひとりが日頃からきれいな選挙を心がけましょう。くわしくは、市の選挙事務所におたずねください。



※お祭りなどの寄付、お酒など



※お中元やお歳暮

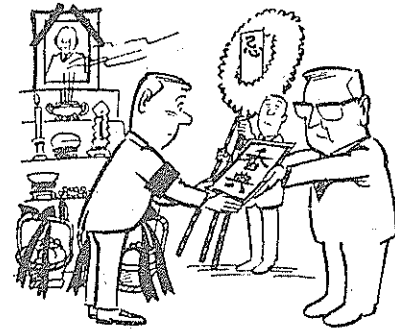


※開店祝いや落成式の花輪

受けとってははいけません



※出産・入学・卒業・結婚祝いの
お祝い品やお金

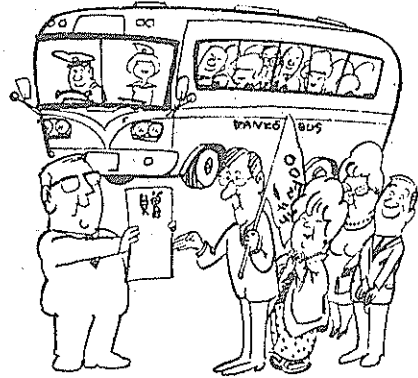


※お葬式の香典、花輪、供花



※集会などの飲食代

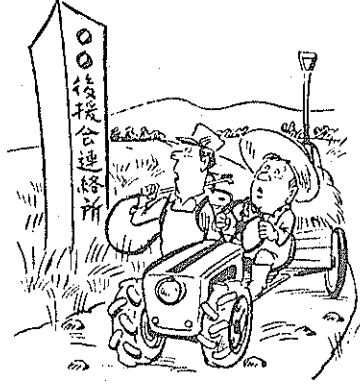
求めてはいけません



※団体旅行の寄付や差し入れ



※食事やおみやげ



※田んぼや空地の立て札・看板

贈ってはいけません

新しい選挙法をめぐりおこまけ

国土利用計画法により

土地取引は届出を

限られた土地の適切な利用のために

土地問題の抜本的な解決をはかるため、昭和四十九年十二月二十四日、国土利用計画法が施行され、土地利用規制を通じて土地の有効適切な利用をはかり、乱開発を未然に防ぐとともに、土地の投機的取引と地価の高騰を抑制し地価の安定をはかることに取り組んでおられます。法が施行されてから一年になりますが、まだ法に定められている土地売買などの届出制について十分承知されていない人もあるようですので、その内容についてお知らせします。

届出が必要な土地

取引面積の規模

届出が必要なのは、都市計画の市街化区域では二平方メートル以上、その他の都市計画区域では五平方メートル以上、都市計画区域以外のところは二平方メートル以上の取引となっていますが、開発業者が多数の土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する

取引の範囲

届出の対象となるのは、土地の所有権、地上権、賃借権の売買や設定をする契約の締結です。ただし、相続や取用裁決などの契約に伴わないものや贈与などの対価を伴わないものは含まれません。また、当事者のどちらか一方が地方公共団体などである場合、農地法三条の許可をうけた売買などについては、届出はいらぬことになっています。

届出の時期と

売買の制限

事前確認制とは

届出は市長を通じて知事に行うことになっています。届出をうけた知事は、価格、利用目的について審査を行います。問題がない場合は、その旨を本人に通知しますし、価格が著しく高かったり、利用目的が適当でないときは、取引の中止や価格を下げることを勧告します。

届出先、届出に対する処置

届出は当事者の双方から、予約（金銭の授受など義務を伴う行為をいいます）を行う以前に行うこととされており、届出をしてから四十二日間を経過するまで売買などをしてはならないこととなっています。ただし、県から勧告しない旨の通知があればこの期間の前でも売買をしてもかまいません。

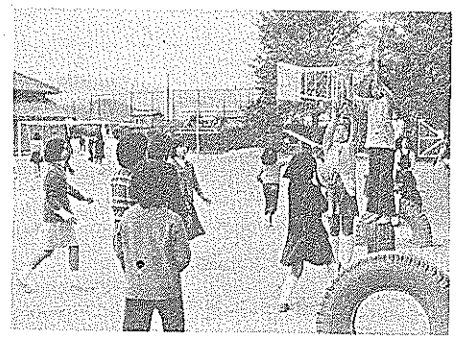
届出を要する面積以上の住宅地

（建売、マンションなどを含まず）の分譲などをする場合、これを行おうとする者があらかじめ知事に申請をし、価格が著しく適正を欠かないことについて確認をうけ、この価格の範囲内で売買を行う場合には、取引の届出は必要ないという例外が設けられています。ただし、この例外は、あらかじめ一區画五百平方メートル（医療施設、店舗用などについては千平方メートル）以下の画地を設けて販売する場合に限られます。

この場合の申請は、直接知事へ行えばよく、契約の相手方が特定していない段階で分譲業者が単独で、確認をうけた後は、いつでも契約が可能なのが特色です。これらの届出や申請の用紙は、市役所企画財政課に備えつけてありますのでご利用ください。また、法の内容や手続などについてわからないことがありましたら、県の土地課や市役所企画財政課企画調整係までお聞きあわせください。

県民共通の財産であり限られた資源である土地の有効適切な利用をはかるため、いっそうのご協力をお願いいたします。

冬休みを ひかえて



年の暮れと、年のはじめにまたがる冬休み。子どもたちは胸をはずませ、夢を育てます。家族そろって生活できる休みでもあります。子どもたちをどのように過させたらよいでしょう。

■家庭の味

年末年始の行事を通して、日本の情緒ある経験を味わせ、伝統が生んだ美しい心にふれさせましょう。家族そろって、「家庭の味」を十分味わってください。

■規則正しい生活

とかく、休みは生活のリズムがくずれやすいものです。

◎生活の計画は、子どもが作り、実践しようとする努力の過程に意義があります。援助してやりましょう。

◎交友関係に留意し、帰宅時間はきちんと守らせます。

◎返事やあいさつの仕方、言葉づかいの指導など、家庭教育に心掛けたいものです。

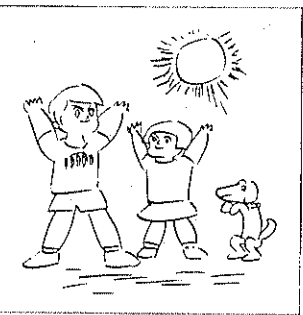
■親子の語り合い

行く年を反省し、自分たちの暮しかたを話しあう楽しいいだんらんの持てる時です。

高学年の子どもは、自分の進路を、低学年の子どもは、具体的な実行できる約束ごとを決めるのも

■健康と安全に注意

食へ過ぎも運動不足になりがちです。戸外で元気よく遊んだり、すばらしいことです。お年玉の使い方も話題に出しましょう。



厚着をさせるなど、自分で健康管理をさせましょう。年末、年始は交通事故が多発します。交通ルールをしっかり守らせてください。冬休みを楽しく過ごすためには、子どもと親の協力が大切です。親は心をこめて、子どもを励ましてあげましょう。

忘れがちな 税金の納付期限



【問】

いつものことですが、税金の納付期限を忘れて困ります。督促状を送付されてあわてて納める時がしょっちゅうです。良い方法はありますか？

たとえば、「納付日を全部書いた納税袋のようなものを各人に配布する」とか「私たちの場合税金は、納めるものでなく、取られるもの」と思いがちですから余計、納期中に納めることを忘れると考えられます。市当局の考えをお知らせください。

A生

納税期日につきましてはお忘れにならないよう納税月には毎月発行の「広報なんこく」にてお知らせいたしております。また、納税組合などを通じてご協力を願っておりますが、さらに田舎納税について研究努力してまいりたいと思っております。

市税は、みなさんの日常生活課長 島内日出見

年末年始の市役所

納税は25日まで

【市民課】市役所は、12月27日（土）が御用おさめです。1月5日（月）から仕事をはじめます。戸籍謄本、抄本、印鑑証明などは年末年始の休み中に取りあつかいませんので、27日午前中までに取りそろえてください。転入、転出なども休み中に取りあつかいませんので、よろしくお願いたします。出生届、死亡届は休み中も宿直室で取りあつかっています。

また、国民健康保険税4期分の納付月です。12月25日までに納めてください。

【税務課】12月は固定資産税3期分の納付月です。12月25日までに納めてください。

【公害環境課】ゴミ収集は、正月3日間は

休みます。ご協力ください。不燃物の収集も正月3日間は休みますが、正月3日間の不燃物の収集予定日を次のように変更します。

- 1月1日は12月29日に（前浜、下島、久枝）
- 1月2日は12月30日に（立田）
- 1月3日は12月31日に（田村）

【消防署】

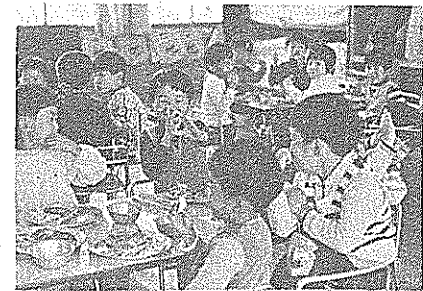
例年、11月から12月にかけては、火災発生急激な増加が見られます。

空気が乾燥する日が続き、ちょっとした火でも出火しやすくなるからです。たばこの火や暖房などの火の取扱いは十分注意してください。

もし火事になったら、早く119番で場所、目標、状況を知らせてください。

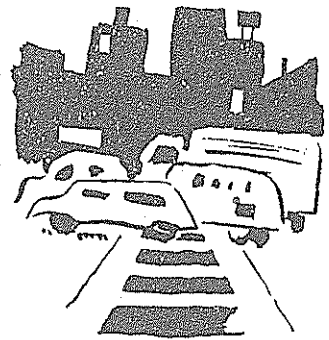
【園芸物詰りや日雇労働、手袋洋裁などの下請（内職）をしていて、所得税の源泉徴収をされていない人は、給与（賃金）証明書か雇用（下請）証明書を事業主か、雇用主の証明をもらってください。（源泉徴収票のある人は必要ありません。）

▼年度途中の入所もできますが、保育所の定員、保母の定数に限りがあり、年度途中の入所はむづかしくなります。五十一年中に二歳に達する児童で入所させたい人は事前に申請をしておいてください。市の中心部の大塚、後免保育所への入所希望者は、激増の傾向にあり、入所措置の保留者が出ると思われます。とくに両保育所への他の地区からの申請は、なるべくご遠慮ください。



福祉事務所

保育所への入所はこんな



成人式に参加を

南国市成人式が1月15日、市立体育館で行なわれます。ことし成人式を迎えられる人は昭和30年4月2日から31年4月1日までに生まれた人たちです。該当者には、今月下旬に案内の通知が届くはずですが、手元に届かない人は市役所社会教育係まで連絡してください。同級生どうしみんなでさそいあって出席して、有意義な日にしましょう。

社会教育係

米春、四月からお子さんを保育所へ入所させたい人は、次の日程によって、午前九時から午後四時（南部、明見は正午）まで、各保育所へ面接し申請をうけつけます。

- 十三日（火）東部保育所
- 十四日（水）岡田保育所
- 十五日（木）稲生保育所
- 十六日（金）あけぼの保育所
- 十七日（土）後免公民館
- 十八日（日）里保育所
- 十九日（月）前浜、岩保育所
- 二十日（火）大塚公民館
- 二十一日（水）国府保育所
- 二十二日（木）南郷、明見保育所
- 二十三日（金）久礼田保育所
- 二十四日（土）十市保育所

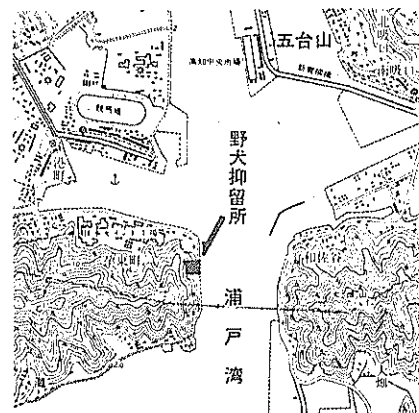
がいない家庭に限られています。受付の日程

▼「入所希望の理由」は、保育に欠ける理由を、はっきり具体的に記入ください。家庭で保育できない程度や保育所の定員などによって入所できないことがあります。

▼「官公庁、会社、団体など」に勤務する給与所得者は、昭和五十年分源泉徴収票を必ず添付してください。

年金 奥様も国民年金に加入を

国民年金の任意加入制度をご存知ですか。これは、つとめ人の奥様なども国民年金に加入できる制度です。ご主人が厚生年金保険などに加入している場合の保障にあわせて、ご夫婦そろって老齢年金が受けられるというものです。ご自分が病気やけがをされた場合は障害年金が、またご主人が万一の場合は厚生年金係



野犬 犬は野犬抑留所へ

最近、飼った犬を放し飼いにしているため、近所の人迷惑をうけて困っているケースがふえています。近所どうしの場合、お互いに注意しにくいので、迷惑をかけるように犬は鎖につないで飼ってください。

また、不用犬の買いあげは、中央保健所により定期的に毎月第二月曜日の九時三十分から十時までに市役所北側駐車場で行っています。しかし現在、保健所の野犬捕獲人が一人ですので野犬の捕獲や不用犬の買いあげが十分できないで困っています。

そのほか、定期外で引きとってほしい不用犬や野犬は、次の野犬抑留所へつれていってください。日曜、祭日を問わずいつでも引き取るようになっていきます。

電話・七二七九三九 野犬抑留所

河川 河川監視員決る

「川をきれいにしよう」。言葉を、ゴミの処理に困っている環境保全、公害追放の声を高まりの中で、市内の各河川、六十カ所で河川監視員が選ばれました。河川監視員は、川にゴミが不法投棄されないよう指導助

シリーズ・南国市の農業

現状とその問題点

これまで見てきたように、南国市の農業は物価の上昇などによって総生産額こそ増えていますが、その内容、例えば耕地面積、農家戸数、主要品目の作付面積など、残念ながらそれととも減少傾向となつていきます。

農業生産を保障し、豊かな田園都市づくりは南国市民の使命だと思えます。そのため行政としては、むやみな開発の抑制、休耕地復元の援助、野菜の価格保障、契約出荷などの研究、補助事業の農家サイドでの導入、農協などと連携して北部里山地帯の見直しとその利用、有利作

物の導入などを積極的に進める必要があります。また安全でおいしい農産物づくりの指導を行なうとともに、そういう農産物を短かい経路で消費者に届ける橋渡しの役目も必要です。

南国市農業再発展のためには行政、関係諸機関、農家が一体となつて研究、努力しなければならぬことはもちろんですが、そのためには市民のみならずのご理解とご協力がどうしても欠かせないと思えます。

南国市農業の現状と問題点として過去九回にわたって連載してきましたが、これをもう一度ふり返っていただき、市民のみならずの建設的なご意見をいただきたいと思えます。

農林園芸課

日	一般・衛生行事	日	一般・衛生行事
㊦(日)	休日在宅医・小松診療所(稲生) 5-8334	31(水)	休日在宅医・山本医院(後免) 4-2545 不燃物の収集(田村)
22(月)	愛の献血・1.00~11.30 市役所 不燃物の収集(国府、岩)	㊦(水)	休日在宅医・谷医院(片山) 5-8335
23(火)	不燃物の収集(笠の川、八幡、小進、定林寺、滝本、蒲原)	2(金)	休日在宅医・秦泉寺内科(大塚) 3-3928
24(水)	不燃物の収集(中島町、沖、山畠、吉田、常通寺島、江村、小籠)	3(土)	休日在宅医・鍋島医院(国府) 2-0030
25(木)	百・ジ・破(4回目、個人通知者のみ)・かかりつけの医療機関で 不燃物の収集(植田、久礼田)	㊦(日)	休日在宅医・吉川医院(植野) 2-0100
26(金)	不燃物の収集(植野、領石)	5(月)	ご用始め(市役所などの官公庁) 不燃物の収集(十市)
27(土)	不燃物の収集(瓶岩、上倉) ご用納め(市役所などの官公庁)	6(火)	不燃物の収集(里改田、片山)
㊦(日)	休日在宅医・西川医院(物部) 4-2751	7(水)	不燃物の収集(浜改田)
29(月)	不燃物の収集・前浜、下島里、下島浜、久枝	8(木)	不燃物の収集(稲吉、西嶺、新川、鈴江)
30(火)	休日在宅医・北村病院(後免) 4-2101 不燃物の収集(立田)	9(金)	不燃物の収集(山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、 住吉野、伊達野、南海学園)
		10(土)	不燃物の収集(篠原、明見)

11月の交通事故

	件数	死者	傷者
11月の事故	21件	1人	27人
昨年の11月	23件	0人	30人
ことしの累計	226件	6人	316人

交通事故は110番へ

火災と救急

	火災件数	被害額	救急件数
11月の件数	4件	642万円	78件
昨年の11月	2件	220万円	44件
ことしの累計	26件	3,698万円	541件

火災と救急は119番へ